

Tax & Legal Alert

タイ

デロイトトーマツ税理士法人

2019年3月号

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

タイ政府が ROH、IHQ 及び ITC の制度の廃止を公表

タイは、2016年6月に、経済協力開発機構(OECD)が主導する税源浸食と利益移転(以下「BEPS」)に対抗するための15の行動計画を有する包摂的枠組み(Inclusive Framework:IF)に参加した。参加国として、タイは15の行動計画のうち少なくとも4つの行動計画を順守する義務を負っている。順守すべき行動計画の1つが、行動5.有害税制への対応である。

地域統括事業本部(Regional Operating Headquarters:以下「ROH」)、国際統括本部(International Headquarters:以下「IHQ」)、及び国際貿易センター(International Trading Center:以下「ITC」)の制度(以下「既存制度」)は有害税制として特定された。したがって、タイはBEPSに対応するための条件である、行動5.有害税制への対応を順守するため、タイでも国内法の改正を実施しなければならない。

タイは、行動5を順守しないことで、間接的に貿易及び投資の視点から大きな影響を受けると予想される。タイは、既存制度を有害税制として公表したことを皮切りに、2019年12月28日に既存制度に代わる新しい国際ビジネスセンター(以下「IBC」)制度を導入した。同時に、納税者に既存制度からIBCへの移行を促している。

1. IBC法の導入(Royal Decree No. 674)

2018年12月28日に官報で公表された4つの勅令(Royal Decree)により、IBC制度の導入と既存制度の廃止が公表された。これらの勅令を通じて、既存制度の税務恩典を受けている納税者には、以下の3つの選択肢が与えられた。

- ① 既得権である税務恩典の保護、すなわち、納税者が取得したROH、IHQ、ITCの資格失効まで、既存制度が与える税務恩典を引き続き享受できること
- ② IBC制度への移行、つまり、ROHとIHQ制度を取得している納税者だけではあるが緩和された条件に基づきIBC制度への申込みができること

- ③ 通常の納税者に戻る、すなわち、納税者が有するROH、IHQ、ITCの資格を停止し通常の税率で納税する納税者に戻る

なお、新しいIBC制度及び移行プロセスの実施に関するガイドラインについては、未だに公表されていない。

2. 2019年3月26日にタイ財務省が既存制度の廃止を意向を公表

タイ財務省は法案を内閣に提出した。これらの法案の狙いは、既得権として保護されたROH、IHQ及びITCの税務恩典の取消しである。

言い換えれば、仮に貴社が既存制度の下で税務恩典を享受している納税者であれば、以下の2つの選択肢のうち1つを選ぶ必要がある。

- ① IBC制度への移行(ROH及びIHQ、加えてITCのうちIBCと重複する機能の保有を望む納税者が対象)、2019年6月1日までにあれば納税者は緩和された条件でIBC制度を申請すること
- ② 通常の納税者に戻る、すなわち、納税者が有するROH、IHQ、ITCの資格を停止し2019年6月1日付で通常の税率で納税する納税者に戻る

3. デロイトの見解

既存制度の既得権保護を示した前回の公告が2019年1月に出されたにもかかわらず、既存制度のROH、IHQ及びITCを有する納税者をIBC制度へ移行させるという今回のタイ財務省の公告は、この分野におけるタイ税務当局の動きが加速していることを表している。

新しいIBC制度の方向性に関してまだ十分に明確になっていないこと(実施に関するガイダンス不足及び当該ガイダンスの公表のタイミングが不確かなことも含む)を前提とすると、既得の税務恩典を継続して享受したいと考える納税者は、IBC制度へ移行する資格があるのか否かを知ることができない。2019年6月1日までの僅か2カ月間のリードタイムは、納税者が与えられた選択

肢を理解し、タイムリーに IBC 制度への移行を行うには十分な時間が残されていないのは明らかである。

さらに、IBC 制度への移行の資格を有する納税者には、特に移行措置が期中に行われるため、法令順守関連の数多くの疑問が残される。例えば、以下のような疑問点が挙げられる。

- 収入と費用認識に関わる既存制度の最終日と IBC 制度の開始日はいつか？
- 同一会計年度で既存制度から IBC 制度へ移行した場合、既存制度及び IBC 制度の双方における年次の最低事業経費支出をどう取り扱うのか？
- 制度移行に伴う外国人駐在員の個人所得税の取扱いはどうなるのか？
- 仮に雇用者が制度移行の資格を有しないとしたら、既存制度の個人所得税の税務恩典の最終日はいつか？

総じて、タイ財務省の最新の公告によって、タイ政府によって納税者が自身の置かれている状況を理解できる明確な方針又は実施に関するガイダンスが公表されるまで、納税者の立場は不確かな状況に置かれたままである。いかなる場合であっても、納税者が取り得る選択肢の検討を早急に始める必要があると思われる。そうすれば、実施に関するガイドラインが公表され次第、迅速な意思決定と無駄のない行動を取ることが可能となるであろう。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao

問い合わせ

Deloitte Thailand

バンコク事務所

ディレクター 米岡 光二郎 koyoneoka@deloitte.com
ディレクター 中島 敬仁 tnakajima@deloitte.com
マネジャー 秋山 雄亮 yuakiyama@deloitte.com

ニュースレター発行元

デロイト トーマツ 税理士 法人

京事務所

〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号
丸の内二重橋ビルディング
Tel: 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohmatu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイト トーマツ 合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 11,000 名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ 税理士 法人を含む)がこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等をすることはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2019 For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001